

霧島市福祉事務所設置条例の一部改正について

霧島市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正する。

平成26年6月2日 提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

霧島市福祉事務所設置条例（平成17年霧島市条例第140号）の一部を次のように改正する。
第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（提案理由）

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）により、母子及び寡婦福祉法の題名が改正されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。